

雇用のトラブル

島根県労働委員会の あっせん制度

労働委員会は、解雇、賃金不払やパワハラなど、労働者と事業主の間で起きた雇用のトラブルについて、公平中立な立場から話合いの仲立ちをするあっせん制度により、解決のお手伝いをします。

- 利用は無料で、秘密は厳守します。
- 簡単な手続で開始し、多くの場合1カ月程度で終了します。
- 島根県内各地への出張あっせんも行っています。



「しょうがない…」とあきらめるその前に 相談してみませんか？

合同労働相談会を 開催します

- 日時 10月27日(日) 10時～15時
- 場所 くにびきメッセ(松江市学園南)
- 相談員 弁護士、社会保険労務士など
- 主催 島根県、島根県労働委員会、
島根労働局、法テラス島根、
島根県社会保険労務士会

- 労働者と事業主どちらの方からのご相談も受け付けます。
- 相談内容は、解雇、賃金不払、パワハラなどの労働問題全般です。
- 利用は無料で、秘密は厳守します。
- 事前予約優先ですが、当日会場でも受け付けます。